

別紙－２ 廃棄物の排出海域

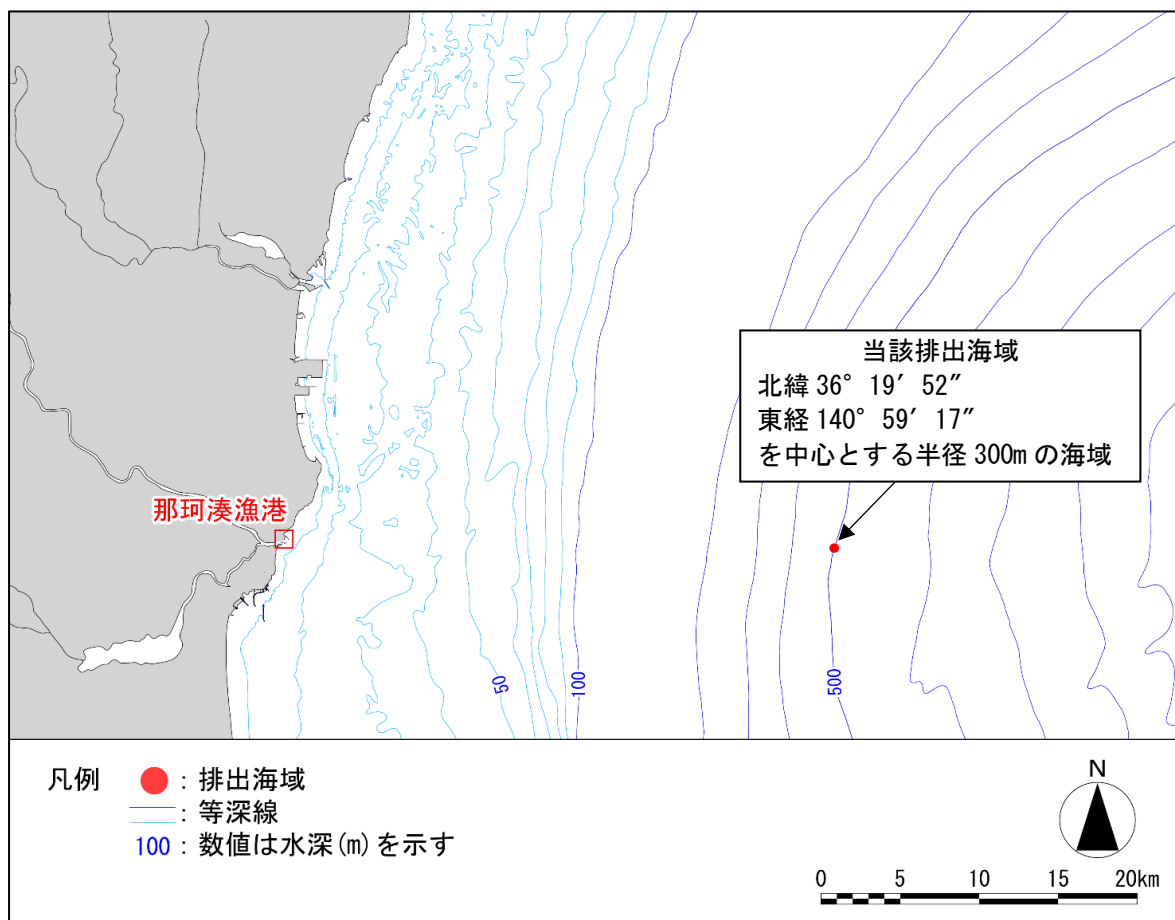
排出海域は、那珂湊漁港から東へ約 35km 離れた北緯 $36^{\circ} 19' 52''$ 、東経 $140^{\circ} 59' 17''$ を中心とした半径 300m の円（水深約 500m）の範囲内（以下「当該排出海域」という）とした（図－2.1）。

「当該排出海域」は、我が国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令」（平成 17 年 環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定するⅣ海域に該当する。

「当該排出海域」は、海底環境や生態系、海底ケーブルその他の状況を検討すると共に、船の航行の障害とならない等、漁業関係者との協議を経て同意が得られた海域とした。さらに、排出に使用する船が流れ等により移動することを考慮し、「当該排出海域」の範囲を設定した。

また、「当該排出海域」の周辺に、他の許可における排出海域の存在を確認するため、海洋投入処分の許可状況（令和 7 年 4 月 23 日時点）をとりまとめた（表－2.1、図－2.2 及び図－2.3）。

「当該排出海域」に最も近い影響想定海域は名洗港（許可番号 23-004）であるが、「当該排出海域」は名洗港の影響想定海域から約 40km 離れている。



出典)「海底地形デジタルデータ M7004」((財)日本水路協会、平成 24 年)より作成

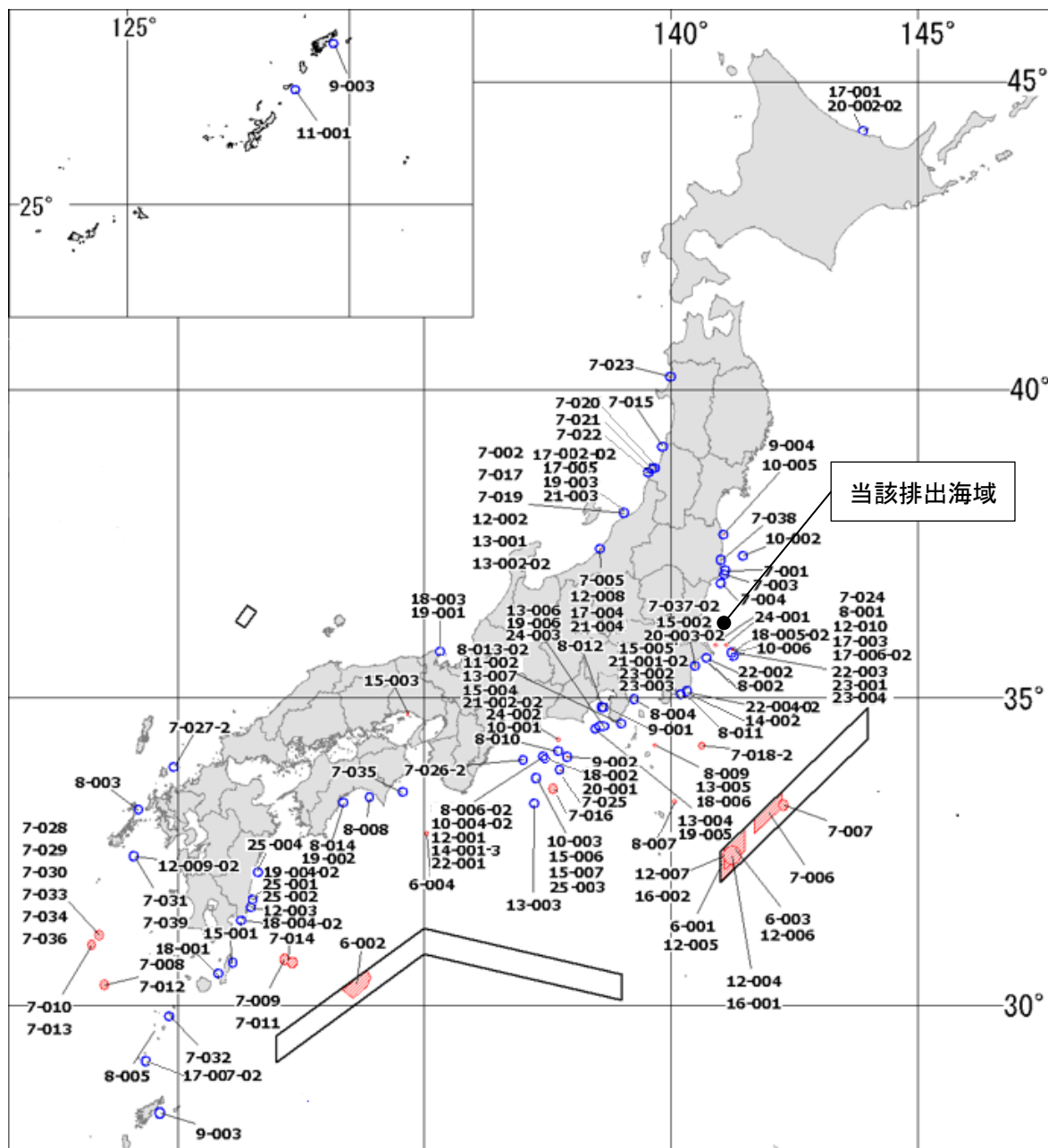
図－2.1 当該排出海域

表－2.1 「当該排出海域」の周辺海域において海洋投入処分が許可された排出海域

許可 番号	名称	処分期間	投入 処分量	排出海域
7-024	千葉県銚子漁港事務所	2007 年 6 月 20 日から 2012 年 3 月 31 日まで	360,000m ³	犬吠埼から磁方位 90° ～95° 36km～38km の範囲
8-001	千葉県銚子漁港事務所（外川漁港）	2008 年 2 月 13 日から 2013 年 2 月 12 日まで	99,500m ³	
10-006	茨城県 （波崎漁港）	2011 年 6 月 1 日から 2016 年 5 月 31 日まで	410,000m ³	北緯 35° 39' 53.39" 東経 141° 17' 04" を中心とした半径 500m の海域
12-010	千葉県銚子漁港事務所（銚子漁港）	2012 年 12 月 1 日から 2017 年 11 月 30 日まで	393,000m ³	犬吠埼から磁方位 90° ～95° 36km～38km の範囲
17-003	千葉県銚子漁港事務所（外川漁港）	2017 年 9 月 11 日から 2022 年 9 月 10 日まで	145,000m ³	北緯 35° 44' 46"、東経 141° 15' 46" 北緯 35° 43' 05"、東経 141° 15' 56" 北緯 35° 44' 54"、東経 141° 17' 06" 北緯 35° 43' 07"、東経 141° 17' 15" 以上の 4 点に囲まれた海域
17-006-02	千葉県銚子漁港事務所（銚子漁港）	2018 年 1 月 4 日から 2023 年 1 月 3 日まで	390,400m ³	
18-005-02	茨城県 （波崎漁港）	2019 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで	126,000m ³	
22-003	千葉県銚子漁港事務所（外川漁港）	2022 年 9 月 11 日から 2027 年 9 月 10 日まで	144,530m ³	北緯 35° 44' 46"、東経 141° 15' 46" 北緯 35° 43' 05"、東経 141° 15' 56" 北緯 35° 44' 54"、東経 141° 17' 06" 北緯 35° 43' 07"、東経 141° 17' 15" 以上の 4 点に囲まれた海域
23-001	千葉県銚子漁港事務所（銚子漁港）	2023 年 5 月 17 日から 2028 年 5 月 16 日まで	502,240m ³	
23-004	千葉県銚子土木事務所（名洗港）	2024 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日まで	178,000m ³	
24-001	茨城県 （波崎漁港）	2024 年 5 月 14 日から 2029 年 5 月 13 日まで	212,535m ³	排出海域 1 : 北緯 35° 53' 03"、東経 140° 52' 56" 北緯 35° 53' 03"、東経 140° 53' 36" 北緯 35° 52' 31"、東経 140° 52' 55" 北緯 35° 52' 30"、東経 140° 53' 35" 以上の 4 点に囲まれた海域 排出海域 2 : 北緯 35° 54' 02"、東経 141° 16' 36" 北緯 35° 54' 02"、東経 141° 17' 33" 北緯 35° 53' 16"、東経 141° 16' 35" 北緯 35° 53' 16"、東経 141° 17' 32" 以上の 4 点に囲まれた海域

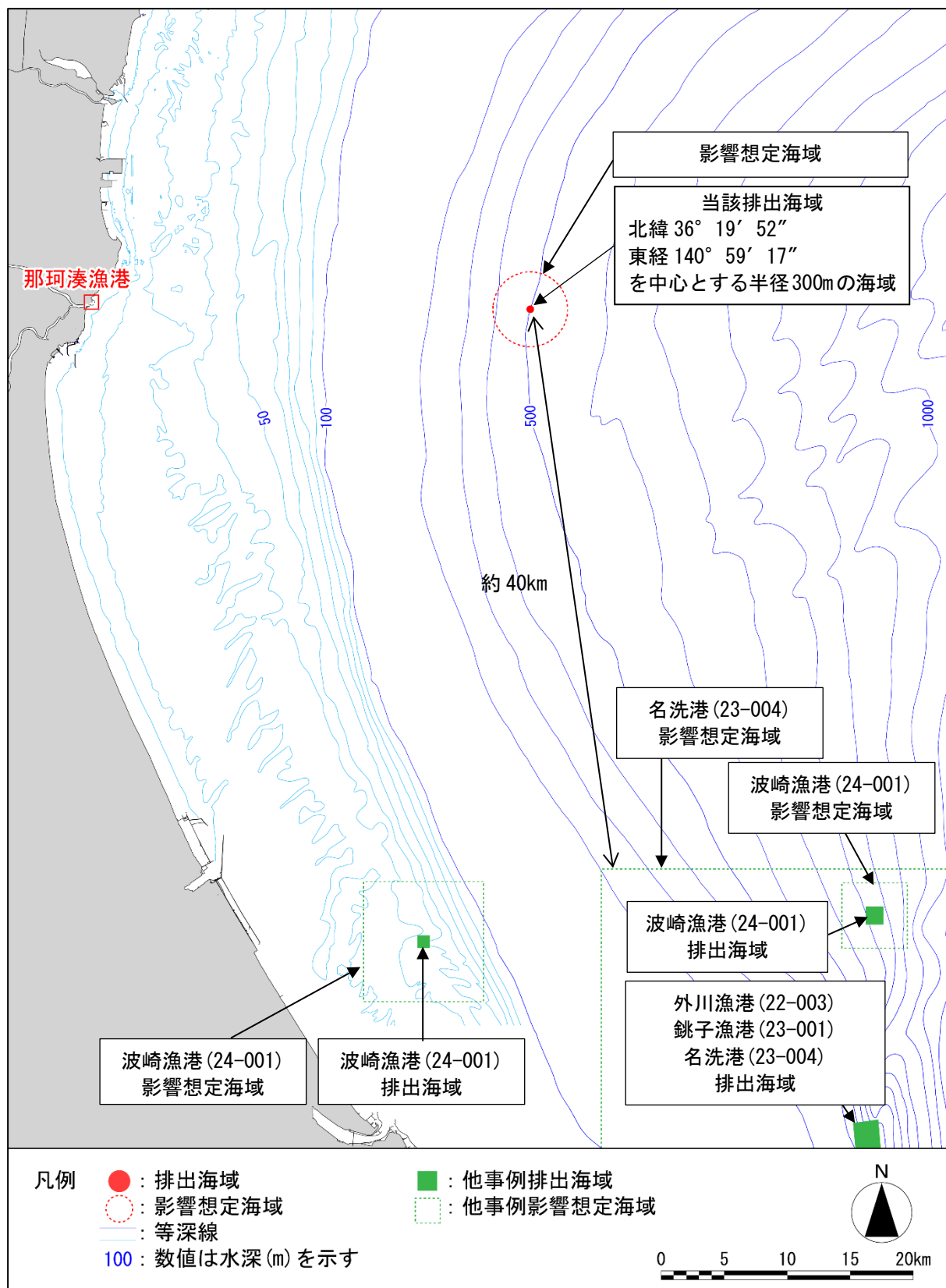
備考）赤枠の事業は当事業と処分期間が重複する。

出典）「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」（環境省 HP、https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/index.html、令和 7 年 4 月 23 日閲覧）



出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省HP、https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/index.html、令和7年4月23日閲覧)より作成

図-2.2 海洋投入処分が許可された排出海域



出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省 HP、https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/index.html、令和 7 年 4 月 23 日閲覧)、「名洗港廃棄物海洋投入処分許可申請書」(千葉県、令和 5 年)、「波崎漁港廃棄物海洋投入処分許可申請書」(茨城県、令和 6 年)、「海底地形デジタルデータ M7004」((財)日本水路協会、平成 24 年)より作成

図-2.3 当該排出海域と近傍の他事業排出海域の関係